

建設業許可等申請手続の電子化

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 経営指導係長 いまむら 今村 りゅうすけ 隆輔

1. はじめに

建設業界において、担い手不足が課題認識され、働き方改革の推進や生産性の向上が求められる中、建設業許可等の申請書類の作成や提出による事務負担が長時間労働の要因の一つとなっています。

建設業者や許可行政庁の省力化に寄与する取組として、建設業許可申請等の手続および経営事項審査の受審申請手続について、令和5年1月より電子申請システムを活用した運用の開始を予定しています。

本稿では、建設業許可等電子申請システムの概要および各関係省庁等とのバックヤード連携による書類の簡素化へ向けた取組内容をご紹介します。

2. 現状・背景

(1) 建設業許可および経営事項審査について

建設工事の完成を請け負うことを営業するには、その工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、建設業法第3条に基づき、建設業の許可を受けなければなりません（ただし、「軽微

な建設工事」のみを請け負って営業する場合には、必ずしも建設業の許可を受けなくてもよいこととされています）。

また、経営事項審査とは、公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査です。公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者について、資格審査を行うこととされており、当該発注機関は欠格要件に該当しないかどうかを審査したうえで、客観的事項と主観的事項の審査結果を点数化し、順位付け、格付けをしています。このうち客観的事項の審査が経営事項審査といわれる審査制度であり、この審査は「経営状況」と「経営規模、技術的能力その他の客観的事項」について、数値により評価するものです。

このように、建設業許可や経営事項審査は、建設業者が公共工事や民間工事を請け負うために必要な申請であり、建設業許可業者数は約47万業者あり、経営事項審査は年間約14万業者が受審しています。

(2) 建設業許可等における現在の申請手続

現在、建設業許可では、建設業者から許可行政庁への申請および許可行政庁から建設業者への許可がそれぞれ書面でのやり取りとなっています。

また、経営事項審査では、経営状況に当たるY

点の分析を、登録された経営状況分析機関（令和4年4月現在10機関）に申請する手続だけが現在電子化されています。一方で、Y点の分析結果を許可行政庁に提出する際は書面での提出となり、その他のX点（経営規模）、Z点（技術力）、W点（社会性）についても、書面での申請のみ取り扱っています。

このように、建設業許可や経営事項審査の申請は、大部分が書面によってのみ認められており、多くの申請書類（表－1）の提出が求められるため、建設業者、許可行政庁の双方にとって多大な負担となっています。

(3) 電子化へ向けた背景と取組方針

デジタル化への取組として、政府においては、昨年9月にデジタル庁が発足し、同年12月には行政手続のオンライン化等の施策が明記された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定されるなど、デジタル社会の実現に向けての取組を強力に推進しています。

また、建設業界においてもICT化が進行しており、新型コロナウイルス感染症の拡大等を踏まえ、非対面での申請手続を行うことができる環境整備の観点からも、書類申請の電子化を進める必要があるとして、検討を進めてきました。

表－1 建設業許可等申請に係る必要書類

許可申請	許可後の届け出	経営事項審査申請
省令・ガイドライン上様式化されている書類		
・許可申請書（様式一） ・役員等一覧表（様式一別紙一） ・営業所一覧表（様式一別紙二） ・専任技術者一覧表（様式一別紙四） ・工事経歴書（様式二） ・工事施工金額（様式三） ・使用人数（様式四） ・誓約書（様式六） ・経営業務管理責任者等証明書（様式七、別紙） ・常勤役員等証明書（様式七の二、別紙一・二） ・健康保険等の加入状況（様式七の三） ・専任技術者証明書（様式八） ・実務経験証明書（様式九） ・指導監督の実務経験証明書（様式十） ・令3条使用人一覧表（様式十一） ・許可申請者の住所等の調書（様式十二） ・令3条使用人の住所等の調書（様式十三） ・株主調書（様式十四） ・貸借対照表（様式十五、十八） ・損益計算書、完成工事原価報告書（様式十六、十九） ・株主資本等変動計算書（様式十七） ・注記表（様式十七の二） ・附属明細表（様式十七の三） ・営業の沿革（様式二十） ・所属建設業者団体（様式二十の二） ・主要取引金融機関名（様式二十の三）	・変更届出書（様式二十二の二） ・届出書（様式二十二の三） ・廃業届（様式二十二の四） ・決算変更届出書（許可事務ガイドライン別紙八）	・経営事項審査申請書（様式二十五の十四） ・工事種類別完成工事高（様式二十五の十四別紙一） ・技術職員名簿（様式二十五の十四別紙二） ・その他審査項目（様式二十五の十四別紙三） ・工事経歴書（様式二） ・工事種類別完工高付表（経審事務取扱（通知）様式一） ・経理処理の適正を確認した旨の書類（経審事務取扱（通知）様式二） ・継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（経審事務取扱（通知）様式三）
確認書類等		
・卒業証明書 ・技術検定合格証明書 ・監理技術者資格者証 ・登記されていないことの証明書 ・身分証明書 ・定款 ・納税証明書 ・組織図 ・請負契約書 ・営業所の写真 ・業務分掌規程・執行役員規程・人事発令書 等	・技術検定合格証明書 ・監理技術者資格者証 ・登記されていないことの証明書 ・身分証明書 ・納税証明書 等	・消費税確定申告書・消費税納税証明書 ・工事請負契約書・注文書・請書 ・技術検定合格証明書 ・監理技術者資格者証 ・健康保険・雇用保険被保険者証 ・建設業退職金共済事業加入・履行証明書 ・防災協定書 ・有価証券報告書・監査証明書・会計参与報告書 ・登録経理試験の合格証 ・建設機械の売買契約書・リース契約書 等

令和2年7月の閣議決定では、「建設業許可の電子申請化等関係手続のリモート化を進める」、「経営事項審査申請について、早期のオンライン化を実現するとともに、オンライン化に当たっては、BPRを徹底して、申請書類の簡素化、ワンストップの徹底等を行い、行政手続コストの更なる削減を実現する」との方針が発表されました。

その後、令和2年12月から令和3年6月にかけて、許可行政庁との意見交換を目的とする実務者会議の開催およびアンケート調査を計4回にわたって実施し、建設業許可等電子申請システムの基本的な枠組について検討しました。

令和4年2月から3月にかけては、第1回運営委員会（令和4年3月22日）と計2回の運営協議会（令和4年2月7日、同年3月29日）が開催され、建設業許可等電子申請システムの運営方針と詳細な仕様、システム管理運営機関や予算等についての決定へ向けて、協議を行いました。

国土交通省では、令和5年1月からの建設業許可等電子申請システム運用開始へ向けて、建設業者団体、許可行政庁、システム管理運営機関等と更なる検討を進めています（図－1）。

3. 建設業許可等電子申請システムの概要

(1) 概要

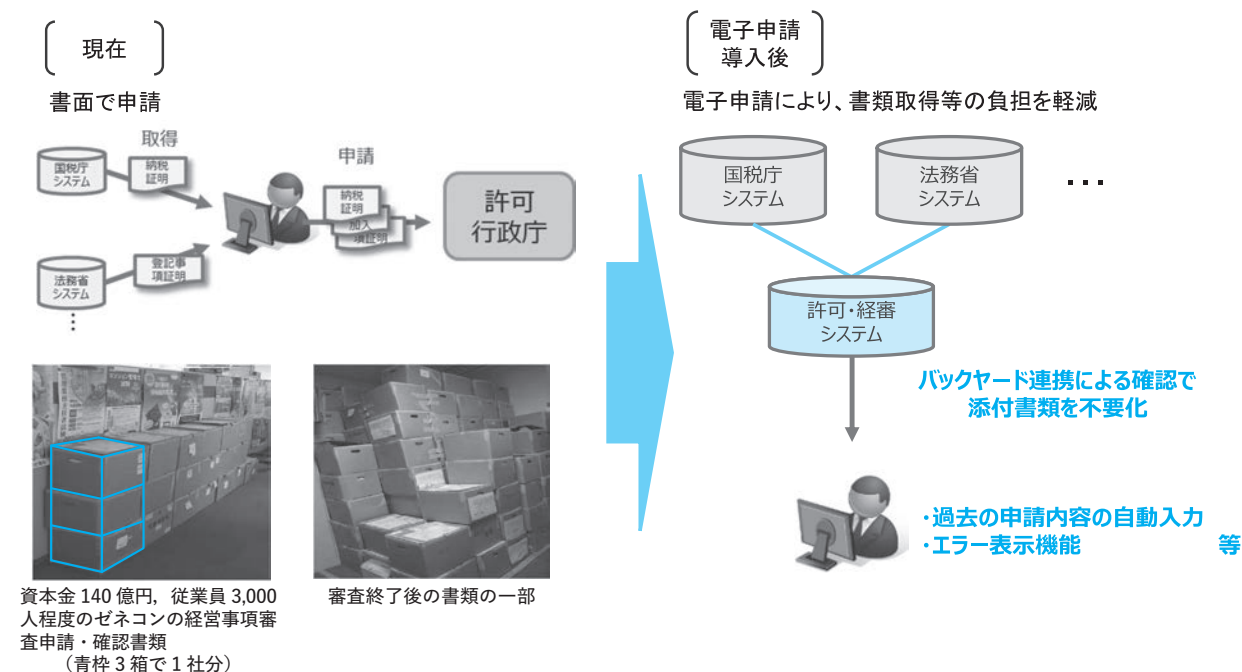
令和5年1月からの運用開始へ向けて、建設業許可等電子申請システムの開発・検討を進めています。システムの概要は、図－2のとおりです。

建設業許可等電子申請システムを建設業情報管理システム（CIIS）に蓄積されている情報と連携するとともに、CIISを介して、各省庁や関係機関が保有するシステムとのバックヤード連携を実施します。

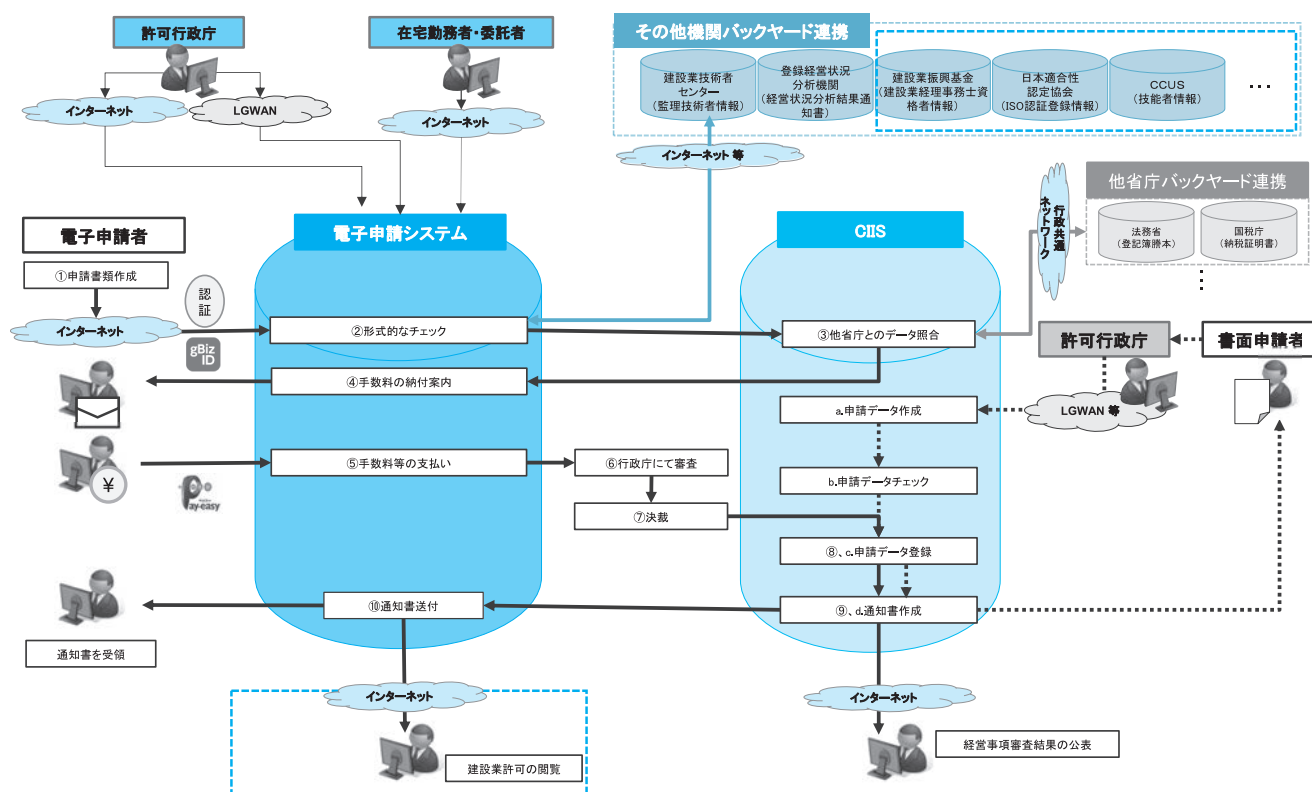
電子申請システムは、①建設業者による申請書類の作成・申請、②各省庁や県警機関とのバックヤード連携、③許可行政庁による受付・審査、④許可行政庁による通知書の作成・送付という過程になります。

(2) 建設業者による申請

建設業者は、建設業許可申請に当たっては、国税庁システムによる納税証明や、法務省システム



図－1 建設業許可・経営事項審査申請手続の電子化に向けた取組



図ー2 建設業許可等電子申請システム概要

による登記事項証明等、経営事項審査に当たっては、国土交通省の登録を受けた経営状況分析機関による経営状況分析結果通知書等を取得したうえで、申請書類を作成し、許可行政庁に提出します。

申請書類の中には、有価証券報告書や決算書のほか、工事経歴書や技術職員名簿等が含まれ、多くの書類の提出が求められます。

電子申請システムの導入により、各省庁等とのバックヤード連携による申請書類の簡素化や、前回申請内容の反映による申請手続の簡略化に伴い、事務負担の軽減が期待されます。

また、省令で定められた申請様式を電子申請システム上で作成することで、システム上での入力時チェックが行われ、誤字や書類不備を事前に防ぐ効果が期待されます。

(3) 許可行政庁による受付・審査

続いて、許可行政庁では、申請者から提出を受けた申請書類の確認、審査が行われます。現在では、数多くの書類を審査しているうえ、書類の保存期間も定められているため、多くの労力とスベ

ースを要しています。電子申請化による書類の減少が、受領・審査・保管それぞれの業務効率化を実現します。

また、省令で定められた申請様式に関しては、システム上での入力時チェックが行われているため、許可行政庁での申請書類受付時のチェック項目を削減し、事務負担を軽減する効果が期待されます。

4. おわりに

本稿では、建設業許可等電子化および各関連省庁とのバックヤード連携による取組をご紹介します。

当面は、書類での申請も従来どおり受付しつつ、建設業許可等電子申請システムによる申請手続を推奨し、建設業者、許可行政庁双方の事務負担軽減による生産性向上へ向けた取組を引き続き推進していきます。